



市街化区域
調整区域

() 地区委員会
() 地区委員会

農地改良及び土石採取に伴う農地の一時転用通知書の意見書交付願

このたび下記の土地について農地法第 条第 項第 号による許可の申請にあたり、農地改良及び土石採取等に関する内規第3条に基づきあらかじめ通知します。

なお、貴土地改良区地区内の土地については、同内規第6条の保証金を所定の方法によりこれを預託し、同内規第4条の事項ならびに別記確約事項を厳守いたしますので、意見書の交付をお願いいたします。

令和 年 月 日

転用組合員 住 所
(土地所有者)

氏 名 印

事 業 者 住 所

フリガナ

氏 名 印

工事施行者 住 所

電 話 () -

住 所

氏 名 印

納 付 者 住 所

電 話 () -

住 所

氏 名 印

豊田土地改良区理事長 三 浦 孝 司 様

記

1. 申請地 豊田市 町

※ 土地改良区にて記入します

字(丁)名	地番	地目	地積㎡	目的	() 地区委員会	() 地区委員会

2. 期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3. 確認

令和 年 月 日 管理区長 印

令和 年 月 日 配水総代 印

連絡先 担当者 (電話)

(裏面に続く)

(隣接地承諾書)

今回の申請にあたり私共隣接地関係者は、支障のないことを認めましたから、異議なく承諾いたします。	
隣接地番	承諾者氏名
	印
	印
	印

農地改良及び土石採取等に対する確約事項

- (1) 農地改良及び土石採取等に関する内規を遵守すること。
- (2) 着手届・完了届・完了報告書を提出し、完了の際には地主・管理区長・配水総代及び自治区長の立会い検査を受けること。
- (3) 境界杭は常に確認できること。
- (4) 道路面より高くしないこと。道路面と同じ高さにするときは申請地内に 24cm 以上の U 字溝を設置し、申請地内の雨水等を道路に流出しないようにすること。
- (5) 土地改良施設に支障のない工事を施行すること。
- (6) 事業施行に伴い、土地改良施設等を一時利用及び毀損させたときは、その責に任じ復旧を行うこと。
- (7) 産業廃棄物や建設廃材等の搬入は一切行わないこと。なお、覆土及び盛土するときは、良質土にて行うこととし、改良区から指示があった時は必要に応じた土質検査等を行うこと。ただし検査費用は事業者の負担とする。
- (8) 用排水路等に土砂等を流入させないこと。
- (9) 第 3 条の届出に添付した事業計画書に従い、施行すること。なお、事業計画に変更を生じるときは、あらかじめ届出し承認を得ること。
- (10) 改良区からの連絡があったときは、ただちに事業施行地への立入りを受入れること。
- (11) 改良区に届け出た内容又は、遵守すべき事項に反した場合は、指示に従い必要な措置をとること。
- (12) 立会い検査後 3 年以内において発生した本事業の原因による土地改良施設の損傷が判明した時、又は地主及び改良区から苦情等が出た場合は、対処すること。

※ 添付書類 1. 位置図 2. 土地整理図写（給水栓の位置記入） 3. 平面図
4. 断面図（給水栓嵩上記入） 5. 土量計算書 6. 現況写真
7. 事業計画書 8. 農業委員会提出書類の写し
9. 本土地改良区理事長が指示した書類